

令和8年度 部活動の方針

1 活動方針

- (1) 部活動とは、教育活動の一環として、学年や学級の所属を越えて共通の興味・関心をもつ生徒同士により組織された集団による活動である。教師の指導のもとに、主に放課後において、自発的・自主的にそれぞれの計画のもとに運動や文化活動が行われている。3年間の部活動を通じて、自分の趣味や特技を伸ばしたり、喜びと生きがいを感じたり、共に汗を流すことにより「協力・団結」「集中力や粘り強さ」「体力の向上と健康の増進」「何事にも負けない強い心」等が培われる。さらには「学力向上」「豊かな人間性の育成」にもつながり、明日を担う中学生にとってたいへん意義のある活動である。
- (2) 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮をする。
- (3) 学校、保護者、地域など関係機関及び関係団体等と連携して、生徒の心身の成長と望ましい部活動の実現に向けて取り組む。

2 休養日・活動時間について

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を必ず設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で効率の良い練習を工夫する。
 - 練習試合で一日中の活動になった時は、次の日は完全休業日とする。
 - 月曜日は原則部活動なしの日とする。
- ・ 保護者会による活動が行われる場合は、部活動とあわせて、上記の基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・ 長期休業中の平日は、通常の登校日に準じた扱いとする。1日2時間程度
 - ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合、他の日に振り替える。

3 活動のきまり

- (1) 県、市のガイドラインを受けた本校の活動方針を遵守する。活動方針を守れない状況により、部単位または学校の部活動全体を停止せざるおえないこともある。
- (2) 決められた服装・時間などを守って活動する。荷物は活動場所（または指定の場所）に持っていく。
- (3) 活動終了後、活動場所の清掃、用具の片づけをきちんと行う。
- (4) 部長会を定期的に行い活動方針、休養日・活動時間についての確認をする。
- (5) 学校外のクラブチームに所属している場合は、練習や大会などについては、所属する学校の部活動の顧問と相談する。
- (6) 中間テスト前(3日)、期末テスト前(5日)は、部活動（保護者会練習含む）はしない。

4 部活動の年間計画

月	ねらい及び活動	月	ねらい及び活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ・体験入部 ・新入生活動開始 ・活動計画の確認 ・部員名簿、活動目標の確認 ※年間活動計画の作成（顧問） 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・県新人大会・県駅伝
5	<ul style="list-style-type: none"> ・前期部活動保護者会 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季練習の確認、目標設定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・地区中総体 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の活動の確認
7	<ul style="list-style-type: none"> ・県中総体 ・夏休み中の活動の確認 	1	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生を中心とした新体制作り ・市中陸上・市中駅伝 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画の作成、活動目標の作成 ※年間活動計画の修正（顧問）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・後期部活動保護者会の実施 ・部活動保護者懇談会 ・地区新人戦 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・春休み中の活動の確認

5 外部コーチについて

- ・保護者等の理解を得たうえで、校長が認めるものであること。（任期は1年間未満とし、次年の委嘱をする際は、見直しを含め検討すること）
- ・学校の活動方針に沿って指導を行うこと。
- ・部活動顧問との連携を図り、活動計画、活動時間を守って指導すること。
- ・活動中に事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに連絡すること。
- ・生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止など、学校教職員と同様の対応をすること。
- ・生徒の個人情報の遵守に配慮すること。
- ・体罰、暴言など、生徒の人格を傷つけるような指導は絶対に行わないこと。（体罰・暴言が確認された場合、委嘱取り消し）

6 その他

- ・部活動中における怪我については、「学校管理下」の怪我となり「日本スポーツ振興センター災害給付」の対象となります。
- ・保護者会練習中の怪我については、「学校管理下外」ですので、日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となりません。学校管理下外の怪我については、「岩手県PTA連合会」の共済金を受け取ることができます。なお、保護者会で独自に入っているスポーツ保険などの手続きは、保護者会（保護者）が行うようお願いいたします。